

最低制限価格算出に係るランダム係数の試行運用について

1. 趣旨

最低制限価格の算出方法に、ランダム係数を乗じて算出する方法を追加する。

2. 内容

最低制限価格の算出方法として、従来の公契連モデルで計算した最低制限価格に入札者が入札時に入力する「くじ番号」等により設定される数値を使用し、無作為に決定した 0.990 から 1.000 までの範囲内の 0.001 刻みの 11 通りのランダム係数を乗じる方法を追加する。

余り	ランダム係数	余り	ランダム係数	余り	ランダム係数
0	1.000	4	0.996	8	0.992
1	0.999	5	0.995	9	0.991
2	0.998	6	0.994	10	0.990
3	0.997	7	0.993		

3. 運用対象

運用対象は予定価格が 130 万円を超えるもので、津幡町請負業者選考委員会において、係数を使用して最低制限価格を算定する対象を決定する。

4. 施行年月日

令和 6 年 4 月 1 日

津幡町ランダム係数試行運用基準

(目的)

第1条 この基準は、津幡町最低制限価格算出要綱（平成22年津幡町告示第90号）第2条に定めるランダム係数（以下「係数」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 係数の運用対象は、予定価格が130万円を超えるもので、津幡町請負業者選考委員会規程（平成15年訓令4号）第1条に規定する津幡町請負業者選考委員会において、係数を使用して最低制限価格を算定する対象として決定したものとす

(実施方法)

第3条 ランダム係数処理は、電子入札システム（以下「システム」という。）に装備されている入札者が入札時に入力する「くじ番号」等の数値を使用し、無作為に乱数を発生させて行うものとする。

(ランダム係数の範囲)

第4条 ランダム係数の範囲は、0.990から1.000までの範囲内の0.001刻みの11通りの数値とする。

(端数処理)

第5条 端数については、1円未満の金額を切り捨てて処理するものとする。

(ランダム係数の決定方法)

第6条 ランダム係数の決定については、入札者が入札時に入力する「くじ番号」等により設定される数値（以下「確定番号」という。）を使用し、無作為に決定するものとする。

- 2 ランダム係数の算出方法は、確定番号の総和を11で除し、算出した余りを使用し、別表第1により決定する。
- 3 ランダム係数の算出は、案件毎に行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この基準は、施行日以後に、一般競争入札においては公告を、指名競争入札においては指名通知を行う案件について、適用する。

別表第1（第6条関係）

余り	ランダム係数	余り	ランダム係数	余り	ランダム係数
0	1.000	4	0.996	8	0.992
1	0.999	5	0.995	9	0.991
2	0.998	6	0.994	10	0.990
3	0.997	7	0.993		

(参考)

○ランダム係数の決定方法

入札者	くじ番号等による確定番号	ランダム係数の決定方法
A	1021	確定番号の合計：16443 ↓ $16443 \div 11 = 1494$ <u>余り9</u> ↓ 余りが「9」なので ランダム係数「 <u>0.991</u> 」 を使用する
B	1793	
C	1267	
D	1397	
E	1353	
F	658	
G	913	
H	151	
I	1035	
J	1496	
K	1502	
L	1545	
M	1069	
N	1243	
合計	16443	